

名古屋北 法人会だより

No.
131

2015年 1月

[題字] 名古屋北税務署長 島田哲吉



CONTENTS

名古屋北法人会だより No.131

年頭のあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永和人	1
名古屋国税局 課税第二部長 栗原克文	2
名古屋北税務署 署長 島田哲吉	3

納税表彰受彰者	4
---------	---

新会員紹介	5
-------	---

税制改正要望全国大会	6
------------	---

税務相談窓口	10
--------	----

愛知県広報	14
-------	----

名古屋市広報	16
--------	----

地域のたより 「大森郷祭」	17
------------------	----

税理士会	18
------	----

支部報告	20
------	----

税知識の普及 「区民まつり」	22
-------------------	----

青年部会	24
------	----

女性部会	25
------	----

市内9法人会合同講演会	26
-------------	----

「待機晩成」～日本一の脇役が語る人生の美学～
ささ の たか し
俳優 笹野高史 氏

法人会事業	29
-------	----

今回の表紙



羊神社

名古屋市北区辻町5丁目にある羊神社です。
『延喜式』の「神名帳」に山田郡羊神社とある式内社。(西暦927年編纂)
祭神は天照大神・火之迦具土神の二柱。
創立年月日は不詳なれど、第六十代醍醐天皇の御代延喜年間(西暦901~922)にまとめられた延喜式神名帳に尾張の国 山田郡 羊神社と記され本国帳に從三位 羊天神と有る古社である。
神社に保存されている棟札によれば、本殿は慶長十八年(西暦1612年)に再建されたとある。
その後、天保九年(西暦1838年)尾張第11代藩主 徳川斉温公の時代に改築され、今日に至っている。

(羊神社ホームページより抜粋)

年頭のごあいさつ

(公社)名古屋北法人会 会長 徳永和人



新年明けましておめでとうございます。

2015年の年頭にあたり会員のみなさまに謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

昨年2014年は甲午、甲（きのえ）は新たな十年が始まる年、午（うま）は目標達成の為に猛進する一年とされ、否が応でも世の中は激しく動くと謂われました。

我が日本では、金融政策として異次元の量的緩和が実行され、2%の物価目標困難として日銀による更なる追加緩和策が実行され、安倍内閣は消費税10%への再増税の2017年4月への延期を決定し、衆議院の解散・総選挙が行われました。

今年2015年は乙未（きのとひつじ）の年、乙（きのと）は草・木が土の中にある様を表し、弾力的に雄々しくやっていくことを意味し、未（ひつじ）は木の上の1、つまり枝葉の繁栄・繁茂を表し、筋の通った行動を始めるべき年と謂われます。

さて、名古屋北法人会は県知事認定による公益社団法人として3年目を迎えました。

「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」という法人会の3本柱に、「地域企業」と「地域社会」の視点を加えた公益目的事業を、昨年は従来に増して企画実行してまいりました。

守山区・北区、両区民まつりへの「税」を中心に法人会が企画したイベント事業での参加、これは本会、支部、青年部会、女性部会が総掛かりでの取組みとなりました。

「税を考える週間」記念事業では、名古屋市北文化小劇場の利用により法人会員だけでなく地域住民の皆様が参加できる講演会等を企画実行致しました。

さらに、法人会は全国的に「自主点検チェックシート」の取組みにより、各法人会員の税務コンプライアンスの向上をはかることとしましたが、これを受け名古屋北法人会におきましても税務研修会、税務教室等の機会をとらえ説明会を実施してまいりました。

新たな年、2015年におきましても会員並びに本会・支部・部会の各役員の皆様のアイデアと創意工夫を頂戴しながら「みんなが参加する活力溢れる法人会」としてまいりたいと存じます。

ところで、昭和39年の名古屋北税務署新設に併せ発足した名古屋北法人会は、創立満50年の節目を迎えております。

当会としましては創立50周年記念事業を成功に導くべく、そのためには本年におきましても会員増強運動と会員の福利厚生制度（大型保障制度等）の利用推進を飛躍的に高めていただきたいと切にお願いする次第であります。

税を取り巻く環境は、新たに改正相続税の開始やマイナンバー制度への対応など税務行政にも今後大きな変化が生じてくると思われますが、私たち経営者はまず、自分たちの会社を繁栄させ、そして法人会の理念である3本柱を誠実に実践していくということが大切であります。

会員の皆様、地域の皆様にとって2015年が飛躍していく年、弥栄の年でありますことを心からご祈念申し上げ年頭のごあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 栗原克文



平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人名古屋北法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出が堅調に推移していることや設備投資の増加から、景気は回復基調が続いております。

また、経済以外の面に目を向けますと、青色LEDの発明に関わった3人の方々に対してノーベル物理学賞が授与されました。そのうちの2人は管内にゆかりのある方々であり、まさに当地域の底力を垣間見た大変喜ばしいニュースでした。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものとして導入される社会保障・税番号制度について、本年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始されることとされております。

国税当局といたしましては、平成28年1月の個人番号及び法人番号の利用開始に向けて、関係民間団体及び本人確認事務を実施することとなる法定調書提出義務者の関係業界団体に対して、早期に社会保障・税番号制度の概要及び国税分野における番号利用について周知を国税庁ホームページなどで行っているところです。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様におかれましても、社会保障・税番号制度について御理解いただき、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

これらの変化に対して、国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、実地調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組んでいるところであります。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、当局としましても後押ししていくこととしておりますので、積極的な取組をよろしくお願ひいたします。

また、e-Taxにつきましては、納税者の皆様の申告・納税の利便性の向上に寄与するとともに、税務行政の効率化にも繋がることから、国税当局においては、昨年9月18日に決定されたオンライン手続の利用向上に向けた「財務省改善取組計画」に基づき、e-Taxの一層の普及及び定着に向けて取組を実施しているところです。

貴法人会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいており厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます

公益社団法人名古屋北法人会の会員の皆様には
税務行政に深い御理解と格別の御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

本年も「納税者の自発的な納税義務の履行を適正
かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たす
ため、親切で丁寧な対応に心掛けるとともに
納税者の皆様の利便性を高めるため、e-Taxの
普及・定着に向けて取り組んでまいります。

個人の確定申告が始まりますが、申告書の提出は
自宅からインターネットを使って申告できる
e-Taxを是非、御利用下さい。

本年が皆様にとって素晴らしい
一年でありますように
心からお祈り申し上げます。

申告は自宅からネットで
納付はダイレクト納付で



名古屋北税務署長
島田哲吉



納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます

(敬称略)



平成26年11月10日

名古屋北税務署長表彰



長谷川正男 (株式会社エイチエムテクノス)

三澤博之 (アサヒビール株式会社 名古屋工場)

鵜飼 優機 (まさき電設株式会社)



平成26年11月10日

名古屋北部税務推進協議会長表彰



志水博次 (太平鋼機株式会社)

増田英輔 (山宗株式会社)

優良申告法人の表敬状授与

平成26年11月19日



表敬法人 株式会社ナカシロ（代表取締役会長 徳永和人）

平成12年に公表された具体的な優良申告法人の選定基準

原則として、過去の申告事績および調査事項に基づき机上審査に掲げる基準（4項目）のすべてに該当する法人（過去5年以内に表敬を行った法人を除く）から深度ある調査の対象に選定したもので、この深度ある調査（10項目）の結果及び資料情報に基づき基準のすべてに該当する法人が表敬基準となる。

新会員紹介

平成26年8月1日～11月30日

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨社
山 田	アイミット株 北区山田1丁目16-12	佐藤真仁 934-7831	管工事業	
金 城	(株)マンションケア 北区金城3丁目6-10-3F	八島興作 934-7411	不動産管理	
西	ピース株 北区光音寺町1丁目66-1 ピア弦四路1F	安藤滋朗 784-6328	建物リフォーム、建物総合清掃	
//	(株)伊藤商店 北区中丸町2丁目4-2 第二協栄ビル1B	伊藤大輔 991-4317	新聞販売	(有)中日新聞城見専売店(金城)
若 葉	小坂屋株 北区辻町5丁目16	田之上浩 981-1437	不動産業務全般	(有)佐久間土地(北稜)
楠 東	(株)そら 北区楠2丁目519	松井勝博 977-6284	在宅介護支援事業所	
瀬 古	池田技建株 守山区幸心3丁目702	鈴木由紀 793-2191	建設業	(株)中京銀行守山支店 (株)ナカシロ(守山北)
//	(株)イワサ 守山区幸心1丁目126	岩田真功 739-6981	土木工事業	(株)一麺
守 山	(株)D.D.J 守山区中新13-16	土肥かおり 796-7581	電気工事業	
//	(有)アスクル 守山区西島町2-13	福野仁済 793-7775	土木工事業	(株)中京銀行守山支店 (株)ナカシロ(守山北)
森 向	サガミインターナショナル株 守山区森孝1丁目1709	鎌田敏行 771-2126	その他の飲食業	(株)サガミチェーン
守山北	(同)ゼータ 守山区新守町79	林周悟 795-5224	写真撮影・スクール等	(株)ナカシロ
守山北	(株)エイティック 守山区西城2丁目3-15	岩本敏永 795-8439	土木工事業	(株)名古屋銀行守山支店 (株)ナカシロ

平成27年度 税制改正要望全国大会



第31回法人会全国大会栃木大会 10月16日（木）
栃木県総合文化センター

平成27年度税制改正に 関する提言(要約)

基本的な課題

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- ・我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。
- ・改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさ

らなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

- (1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預かり金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。
- (2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要にならうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- ・社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行政の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
- ・「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
 - (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
 - (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 共通番号制度について

- ・マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- ・個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

- ・今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- ・復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税

率引き下げを着実に実行すべきである。

- ・税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。
 - (1) 法人実効税率20%台の実現
 - (2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求め。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げよう求める。
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- ・平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。
 - (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
 - ③対象会社規模を拡大する

- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

- ・地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。
 - ・地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。
- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減のや行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指標（全国平均スペース）が是正されつつあるものの、依然としてその水

準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直しが重要である。

- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

IV. 震災復興

- ・被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じようとする。

V. その他

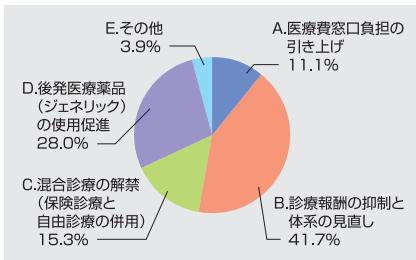
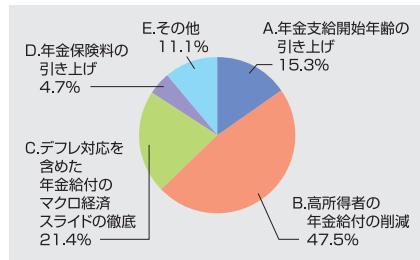
1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

税制改正に関するアンケート調査結果

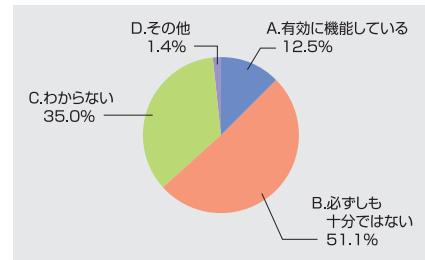
(有効回答総数 9,492社)

- Q1** 社会保障制度の見直し検討にあたっては、膨張する社会保障関係費の抑制とそのための効率化・重点化など抜本的な見直しが不可欠です。優先的に取り組むべき検討事項を主要2大項目である「年金関係」「医療関係」から1つずつ選んでください。

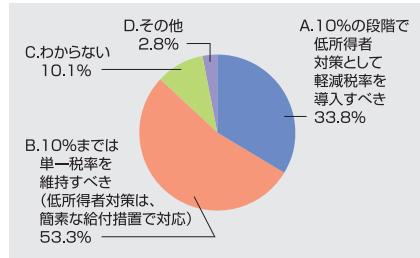
<年金関係>



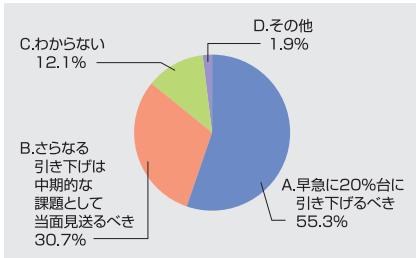
- Q2** 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のために「消費税転嫁対策特別措置法」が講じられました。転嫁対策として有効に機能していると思いますか。



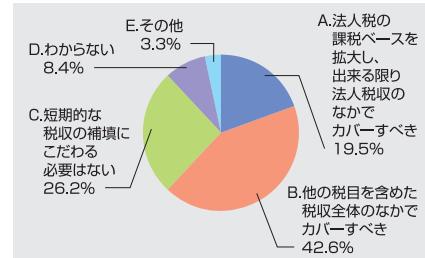
- Q3** 税率10%時に低所得者対策として軽減税率を導入することが検討されています。軽減税率の導入についてどう考えますか。



- Q4** 政府では、国際競争力の観点等から法人実効税率（現行35.6%）のさらなる引き下げについて検討を進めることとしていますが、どのように考えますか。



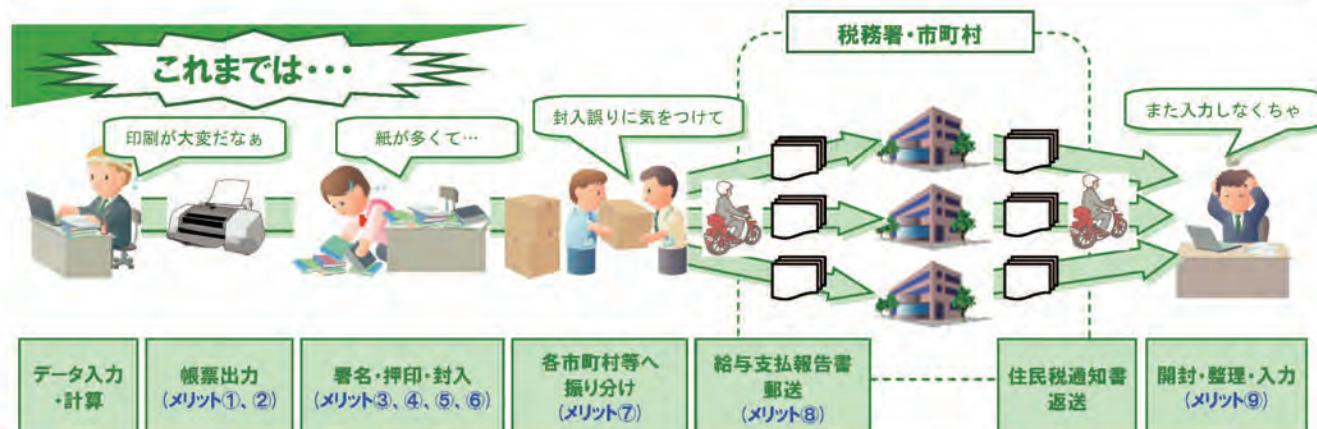
- Q5** 法人実効税率を1%引き下げるには約4700億円の財源が必要との議論もあります。仮に法人実効税率を引き下げる場合、その減税財源についてどのように考えますか。



注目

電子データによる提出で 給与事務などが削減できます！

**「給与支払報告書」や「法定調書」の提出は電子データで！
～これまでの作業などが大幅に削減されます～**

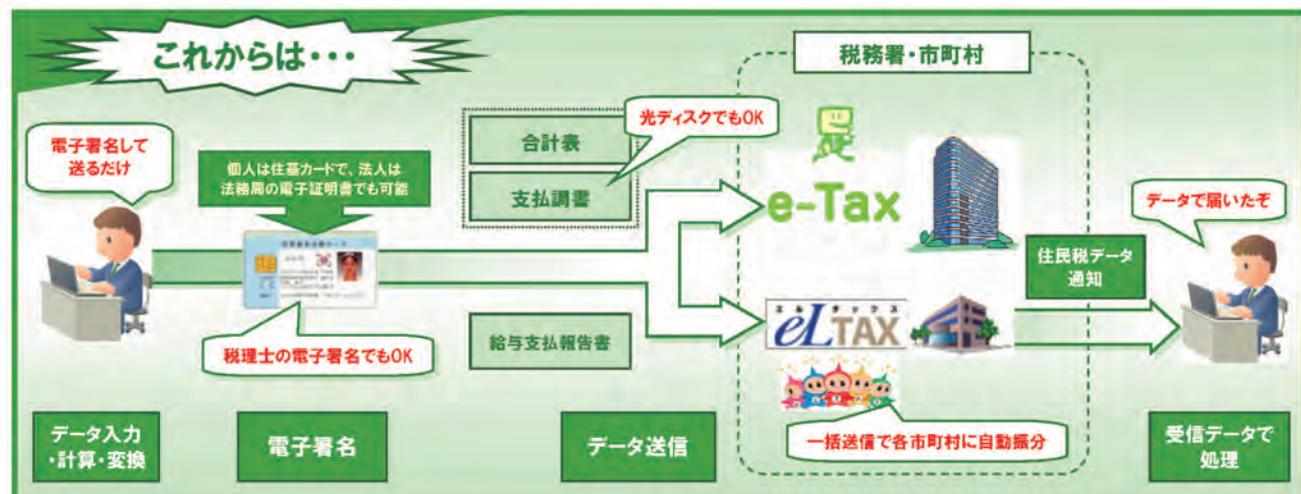


電子化すると

こんなにあります！ 享受できるメリット

- | | | |
|----------------|-----------------|----------------|
| ① 帳票印刷経費の削減 | ④ 宛名ラベル印刷経費の削減 | ⑦ 宛先ごとの仕分事務の削減 |
| ② 出力帳票の保管場所が不要 | ⑤ 市町村ごとの封入事務の削減 | ⑧ 郵送事務・郵送費の削減 |
| ③ 署名・押印作業の軽減 | ⑥ 封入誤りのリスク軽減 | ⑨ 住民税額の入力事務の軽減 |

これからは…



従業員の方々へ

確定申告に向けて

e-Tax@nag.nta.go.jp

上記アドレスにパソコンから空メールを送信して登録しよう！
名古屋国税局からe-Taxに関する情報をメール配信します！

国税電子申告・納税システム(e-Tax)の詳細については、「e-Taxホームページ」又は「ヘルプデスク」へ

イータックス

検索

i-コクセイ

e-Taxヘルプデスク：0570-015901

地方法人税が創設されました

平成26年9月
国 税 庁

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法（平成26年法律第11号）」により地方法人税が創設されました。これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

（1）課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

（2）課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{課税標準法人税額} &= \text{別表一(一)[4]欄} + \text{別表一(一)[5]欄} + \text{別表一(一)[7]欄} \\ &\quad + \text{別表一(一)[9]欄} + \text{別表一(一)[10]の外書]欄} \end{aligned}$$

（3）税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

（4）確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注1） 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注2） 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

（5）中間申告

平成27年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

地方法人税申告書の様式

- ◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一の二(三)までの各様式（以下「別表一(一)等」といいます。）の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください（別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

- ◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

登記印		平成 年月日		税務署長職		申告番号		青色申告		一連番号	
納税地		電話() -		事業種目		整理番号		事業年度(至)			
(アリガタ)				課税事業の種類 法人の区分		申告上金額		申告年月日			
法人名				同一区分 新規登録法人 新規登録個人 既存登録法人 既存登録個人		通算申告用印		通算申告用印			
(アリガタ)				新規登録法人 既存登録法人 既存登録個人		申告区分		申告区分			
代表者 住所				既存登録法人 既存登録個人		申告区分		申告区分			
平成 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書		税年以降 送付要否		通用帳明書 提出の有無			
平成 年 月 日		(中間申告の場合 平成 年 月 日)		申告書 申告書		税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の書面提出有			
この申告書による法人税額の計算											
所得金額又は欠損金額 (別表四-4の①)		十進 法定 千 円		掛 手 得 の 額 (別表六-1の⑥)		十進 法定 千 円					
法人税額 (54) 又は (55)				外 国 税 額 (別表六-2の⑯)							
法人税額の特例適用範囲 (別表六-1の⑦)				計 (16)+(17)							
法人税額の特例適用範団に加算 される税額 (別表六-1の⑧)				控除した額 (12)							
差引法人税額 (2)-(3)				控除されなかった額 (18)-(19)							
差引法人税額 (2)-(3)				土地譲渡税額 (別表三-1の②7)		0					
差引法人税額 (2)-(3)に課税土地譲渡料金額 を加算した額 (別表三-1の②8)		0 0 0		同 上 (別表三-2の②8)		0					
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)				同 上 (別表三-3の②3)		0 0					
留保金 (別表三-1の③9)		0 0 0		所得額等の譲付金額 (20)							
同上に対する税額 (別表三-1の④7)				中間譲付額 (14)-(13)							
		0 0		欠損金の複数回による譲付請求税額 (別表三-1の⑤)							
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)				計 (24)+(25)+(26)							
既報経理に基づく過大申告の 見直しによる控除法人税額 (別表三-1の⑩から⑫まで)				この申告前の消費 税額又は欠損金額 (別表三-1の⑪)		0 0					
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)		0 0		この申告前の消費 税額又は欠損金額 (別表三-1の⑫)							
中間申告分の法人税額 (別表三-1の⑭)		0 0		この申告により増 減する法人税額又は 欠損金額 (別表三-1の⑮)		0 0					
差引確定(中間申告分等による 法人税額の合計)と(13)へ記入		0 0		既報経理による控除 法人税額 (別表三-1の⑯)							
この申告書による地方法人税額の計算											
課税期間の実績による 地方法人税額 (別表四-4の②)		十進 法定 千 円		この申告による譲付金額 (41)-(40)		43					
課税期間の実績による 課税保全額に上 乗する額 (別表四-4の③)				掛 手 得 の 額 (別表六-1の⑥)		44					
課税保全額に上 乗する額 (別表四-4の④)				課税保全額に上 乗する法人税額 (別表六-1の⑥)		45					
課税標準法人税額 (32)+(33)		0 0 0		課税標準法人税額 (70)		46					
法人税額 (58)				この申告により納付 すべき地方法人税額 (別表六-1の⑦)		0 0					
課税保全額に上乗する地方法人税額 (59)				この申告により納付 すべき地方法人税額 (別表六-1の⑦)		0 0					
所得地方法人税額 (35)+(36)				合計 金額、利息の配当額 (別表六-1の⑧)		47					
外 国 税 額 の 控 除 税 (別表六-1の⑯)				決算確定の日 月 日		48					
差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)		0 0		銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出資 所 預金 口座 番号		49					
中間申告分の法人税額 (41)		0 0		ゆきよ銀行の 登記号番号		50					
中間確定(中間申告の結果の 法人税額の合計)と(41)へ記入		0 0		申長務署処理欄							

平一十六・十・一以後開始事業年度等分（注）

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですの
で、法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

- ◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

注目

改正される相続税のことを お知りになりたい方へ



平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられます

Q. 基礎控除って、いくらなの？

A. 基礎控除額は、次のとおりです。

【改正前】平成26年12月31日までに相続が開始した場合

$$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$



相続などで財産をもらったら
相続税がかかるのかしら？



その総額が基礎控除
を超えるなければ、申告
は必要ないそうよ！

【改正後】平成27年1月1日以降に相続が開始した場合

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

(例) 相続人が、妻と子供2人の場合の基礎控除

【平成26年12月31日まで】

$$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times 3\text{人}) = 8,000\text{万円}$$

↓

【平成27年1月1日以降】

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3\text{人}) = 4,800\text{万円}$$

※ 相続した遺産額が基礎控除額を超す場合は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

相続税について“もっと知りたい、調べたい”方は…

★ 国税庁ホームページ“www.nta.go.jp”へアクセス！

相続税の概要を説明したパンフレットや具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載例などの情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しています。

また、税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

※ 国税庁ホームページのイメージは、裏面をご参照ください。

★ 「電話相談センター」なら“電話”で相談できます！

最寄りの税務署へ電話すると、自動音声によりご案内しますので、「1」を選択した後、相談内容に応じて番号（相続税の相談の場合は、「2」を選択）を押しますと、電話相談センターにつながります。

※ 番号の選択方法は、裏面をご参照ください。

【注意】にせ税理士にご注意ください！

税に関する相談や申告書の作成は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません。（注）

税理士等をお探しの場合は、日本税理士連合会ホームページの「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で税理士等の検索が可能です。



（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。



名古屋国税局・税務署

(26.09)

社会保障・税番号制度導入のお知らせ

平成25年5月に番号関連法が公布され、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」といいます。）が導入されることとなりました。

番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものとして導入されるものです。

番号制度導入における今後のスケジュールについては、平成27年10月から個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、順次利用が開始される予定となっております。

国税庁では、国税庁ホームページに特集ページを設けて番号制度の概要等をお知らせしています。この特集ページでは、番号制度について簡潔に記載した資料やFAQを掲載していますので、是非ご利用ください。

【「特集ページ」掲載場所：国税庁ホームページ】

ホーム ⇒ （トップページ右下バナー）「社会保障・税番号制度 あなたにも、マイナンバー。はじめます。」

URL <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

【参考】

The screenshot shows the NTA homepage with a large red arrow pointing to the 'My Number System' link in the main content area.

Top Banner: '社会保障・税番号制度 あなたにも、マイナンバー。はじめます。' (Social Security - My Number System)

Main Content Area: A green box contains the text: '番号制度について 説明文' (Explanatory text about the number system).

Footer: '平成25年5月に番号関連法が公布され、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」といいます。）が導入されることとなりました。' (Explanatory text about the number system).

愛知県税だより

個人住民税は特別徴収で納めましょう

○個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（県民税+市町村民税）を徴収し、納入していただく制度です。

○地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

愛知県と県内全市町村は、対象となる全ての事業主に対して個人住民税の特別徴収（給与天引き）を行つていただくための取組を進めています。

特別徴収のしくみ



*毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村の個人住民税（特別徴収）担当課までお問い合わせください。

平成27年度から自動車税の重課割合が引き上げられます

自動車税については、排出ガスや燃費の性能が優れた車は税率を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した車は、税率を高くする措置が採られていますが、この重課割合が、平成27年度から概ね15%に引き上げられます。

●重課対象自動車

- ・新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車
- ・新車新規登録から11年を経過したディーゼル車
〔ただし、一般乗用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車）は重課対象自動車から除く。〕

●重課割合

- ・平成26年度まで 概ね10%
- ・**平成27年度から 概ね15%**
〔ただし、バス（一般乗用を除く。）、トラック（被けん引車を除く。）については、概ね10%のまま据え置き。〕

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が高くなる年度
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	～平成13年3月末日までの登録 平成26年度 概ね10% 平成27年度以降 概ね15%
	～平成14年3月末日までの登録 平成27年度以降 概ね15%
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	～平成15年3月末日までの登録 平成26年度 概ね10% 平成27年度以降 概ね15%
	～平成16年3月末日までの登録 平成27年度以降 概ね15%

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ
電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

確定申告会場のご案内

【会 場】 中産連ビル 2階集会室（名古屋市東区白壁三丁目12番13号）

【相談期間】 平成27年2月12日(木)～3月16日(月)

(注) 土曜日・日曜日は除きますが、2月22日、3月1日の日曜日は開設します。

【相談時間】 午前9時15分～午後5時

(会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合がありますので、午後4時までにお越しいただくようお願いします。)

【交通機関】

基幹バス又は路線バス／清水口バス停徒歩約3分

名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅徒歩約5分

【注意事項】

- ・相談期間中は、税務署内の申告書の提出はできませんが、申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。

- ・当会場には、無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。



名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

平成26年中に給与等を支払ったかたは「給与支払報告書(個人別明細書・総括表)」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

- 提出範囲 (1) 平成27年1月1日に給与等の支払いを受けているかた
(2) 平成26年中に退職されたかたで支払金額が30万円を超えるかた
(退職されたかたで支払金額が30万円以下のかたについても提出のご協力ををお願いします。)

提出先 平成27年1月1日(退職された方は退職時)に

○名古屋市内に住所のあるかた

名古屋市個人市民税特別徴収センター 〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目10番4号
(丸の内会館) 電話 052-957-6930 FAX 052-957-6934

○名古屋市外に住所のあるかた 各市(区)町村の市民税担当課(係)

提出期限 平成27年2月2日(月)(なるべく1月20日(火)までにご提出をお願いします。)

提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書の提出を地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用し電子申告することができます。給与支払報告書を電子申告で提出いただいた場合は、5月の特別徴収税額決定通知書送付の際に、特別徴収税額通知をデータでも提供しています。是非ご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず

「231002」(末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」)です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されているかたは、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

名古屋市は個人住民税の特別徴収を推進しております。事業者の皆様にも、ご理解・ご協力ををお願いいたします。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

平成27年1月1日現在に償却資産を所有するかたは、償却資産をお持ちの区ごとに申告書を作成し、市税事務所へ申告してください。

提出期限 平成27年2月2日(月)

提出先 栄市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 052-959-3309 FAX 052-959-3319

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

△ご利用いただける市税 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)

△お申込み手続き 「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。

△取扱金融機関 市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
※一部、愛知県内の店舗に限って取扱いが可能な金融機関がありますので、ご注意ください。

△口座振替・自動払込みできる預貯金 普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

△振替の開始 おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお認めください。

△振替日 各納期の最終日、前納(1年分)の場合は、第1期の最終日です。

△問い合わせ先 名古屋市市税収納事務センター 〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
電話 052-957-6931 FAX 052-957-6934

地域のたより

大森郷祭

法人会報130号で「大森郷祭」をご紹介しましたが、10月19日、5年に一度の「大森郷祭」が大森郷祭実行委員会と大森共存会の共催により八鍔神社一帯で開かれました。大森村の轍半を掲げ、郷祭実行委員長や大森共存会長などを先頭に、笠脱、杖付、鉄砲隊、棒の手隊、馬隊など総勢470人が練り歩き、道中、鉄砲隊の火縄銃発砲や棒の手の実技などが披露され、若衆による華麗な馬走りなど大森郷祭は大変な賑わいを見せました。



写真：大森共存会提供

税理士会

名古屋北支部創立50周年記念・税理士による区民税金講座

「もうお金持ちだけの話じゃないっ!!どうする、どうなる?!我が家の相続税」

名古屋税理士会名古屋北支部 高阪 薫

平成27年1月1日より、相続税・贈与税の改正があります。その中で主な改正4点を取り上げ順をおって説明していきます。

1. 基礎控除額の引下げ

何が変わらるのか。まず、基礎控除の金額が少なくなります。現在は、

$$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

で計算される金額です。例えば、ご主人が亡くなり相続人は妻と子2人だったら、8,000万円になります。それが改正後は、

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

の計算式となります。同じく、ご主人が亡くなり相続人は妻と子2人だったら、4,800万円なので、その差額はなんと3,200万円になります。財産の金額が基礎控除の金額より少なければ相続税はかかりませんから、そのボーダーラインが3,200万円も下がったといえます。

2. 相続税の税率が上がる

図1にあるように最高税率の引上げなど財産の取得金額2億円超にあたる方の税率構造が変わります。

各法定相続人の取得金額	改正前		改正後	
	税率 (%)	控除額 (万円)	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—	10	—
1,000万円超～3,000万円以下	15	50	15	50
3,000万円超～5,000万円以下	20	200	20	200
5,000万円超～1億円以下	30	700	30	700
1億円超～2億円以下	40	1,700	40	1,700
2億円超～3億円以下			45	2,700
3億円超～6億円以下	50	4,700	50	4,200
6億円超～			55	7,200

図1

以上2点の改正の影響を比較すると、図2のように計算されます。

※相続人：妻、長男、長女の3人の場合

財産の金額	改正前の相続税額 (万円)	改正後の相続税額 (万円)	差額 (万円)
5,000万円	0	10	10
1億円	100	315	215
2億円	950	1,350	400
3億円	2,300	2,860	560
5億円	5,850	6,555	705
10億円	16,650	17,810	1,160

図2：配偶者に対する税額控除のみ活用

- 結論を申し上げますと、
- ・もともと相続税がかかる人は、さらに増税へ
 - ・これまでからなかった人も、相続税がかかるといえるでしょう。

3. 小規模宅地等の評価に関する特例



宅地の評価方法のひとつに、路線価があります。路線価は、その道路に面した宅地の1平方メートルあたりの金額を千円単位で表わされています。左図のように、名古屋北税務署の前の道路は、150Eとあります。この150は、1平方メートルあたり150千円ですよ、つまり15万円ですよということです。この道路に面して正方形の土地50坪を持っている場合、

$$50\text{坪} \times 3.3\text{m}^2 / \text{坪} \times 15\text{万円} = 2,475\text{万円}$$

と計算されます。100坪であれば、同様に計算して、4,950万円と計算されます。

居住用宅地については、240m²までの部分の80%を減額する特例があります。それが、限度面積が330m²（100坪）まで拡大されました。この特例要件を満たすことができれば、前述の100坪4,950万円と評価された宅地でも、80%減額されて、

$$4,950\text{万円} - 4,950\text{万円} \times 0.8 = 990\text{万円}$$

となるのです。

また、居住用宅地と事業用宅地との併用適用面積も拡大されるなど、納税者にとっては有利な改正となっています。

4. 贈与税の税率構造が変わる

贈与については、1年間で110万円までなら贈与税はかかりませんが、それを超えて贈与すると一定の税率がかかりました。その税率構造が変わります。また、父母や祖父母から20歳以上の子や孫への贈与について、特例税率が設けられました。

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後	
	税率 (%)	一般税率 (%)	特別税率 (%)※
200万円以下	10	10	10
200万円超～300万円以下	15	15	15
300万円超～400万円以下	20	20	
400万円超～600万円以下	30	30	20
600万円超～1,000万円以下	40	40	30
1,000万円超～1,500万円以下		45	40
1,500万円超～3,000万円以下		50	45
3,000万円超～4,500万円以下			50
4,500万円超～			55

※直系尊属（父母や祖父母など）から20歳以上の者への贈与

まとめ

さて、ここまで相続税・贈与税の改正点をみてまいりました。増税になる改正があり、有利になる改正もありました。ここで、3つの対策をご提案します。

- ①相続の対策 ②相続税の対策 ③納税資金の対策

①相続の対策は、誰にどの財産を残すかの問題です。

②相続税の対策は、有利な制度を知っているかの問題です。

③納税資金の対策は、残されたご家族の今後が困らないかの問題です。

今私に何かあって相続となったら・・・と仮定して、この3点の対策を具体的にご検討してみてください。

支部報告

活動レポート

見学研修会



10.21 杉村・大杉・清水支部合同見学研修会
武生菊人形・福井恐竜博物館方面



10.25 若葉・北陵支部合同見学研修会
キリンビール滋賀工場見学
黒壁スクエア散策・長浜方面



10.28 金城・西支部合同見学研修会
航空自衛隊岐阜基地見学
金華山岐阜城散策・犬山方面



11.1 守山・小幡・大森・森向支部合同見学研修会
菊正宗酒造記念館見学・神戸南京町方面



11.10 上飯田・山田・大曾根支部合同見学研修会
養命酒駒ヶ根工場見学・りんご狩り・信州方面

研修会

9. 16 杉村・大杉・清水支部合同税務研修会

「26年度税務改正のポイント」

名古屋北税務署 法人課税担当官 殿

「税務コンプライアンス（自主点検チェックシート）へのとりくみ」

名古屋北法人会 重山専務理事



10. 17 楠東・楠西支部合同税務研修会

11. 5 金城・西・若葉・北陵支部合同税務研修会

税務研修会

「26年度税務改正のポイント」

名古屋北税務署 法人課税担当官 殿

金融講座

「公的資金のかしこい利用法」～年末融資に向けて～

日本政策金融公庫名古屋中支店 戸田 治 氏



講演会

11. 26 守山7支部合同教養講演会 守山スポーツセンター

演題 「めざせ、健康百歳！」

講師 国立長寿医療研究センター

NILS-LSA活用研究室

客員研究員 下方 浩史 氏



役員会

8. 27 若葉支部

9. 18 守山北支部

10. 10 大森支部

9. 16 杉村支部

9. 19 金城・西支部合同

10. 17 楠東・楠西支部合同

9. 16 大杉支部

9. 19 楠東・楠西支部合同

11. 21 森向支部

9. 16 清水支部

9. 24 小幡支部

9. 16 北陵支部

9. 26 瀬古支部

法人会だよりに掲載されている支部見学研修会／女性部会見学研修会集合写真がホームページよりダウンロードできます。

名古屋北法人会ホームページ <http://www.kitahou.or.jp/>

お知らせの下部分のダウンロードサービス(会員限定)クリック

会員の皆さまへ

各部会の活動記録の写真のダウンロードサービスを開始いたしました。ご希望の方は下記の事務局までご連絡ください。

[>ダウンロードサービス\(会員限定\)](#)

[ID／パスワード ユーザー名 (U) : kitahou パスワード (P) : 9153886]

ご不明な点がありましたら事務局までお問い合わせ下さい。



税知識の普及

区民まつり

毎年9月・10月に守山区と北区において区民祭りが開催されます。当会では、区民まつり事業に協賛し当会のブースで、大人の方には税に関するクイズ3問「スピード税金クイズ」にチャレンジしていただき、その場でクジにより豪華商品を、また、小学生の方にはマンガ絵で描かれた「小学生税金クイズ」にチャレンジしていただきメガホンに正解をささやく形式で文房具をゲット!していただきました。

小さなお子さんにはサイコロゲームにチャレンジしていただきゾロ目で人気の景品を差し上げました。

本会・支部・青年部会・女性部会の各役員および役員会社の方々にご協力いただいています。

守山区区民まつり

元気まつり守山

9月28日（日） 守山三菱電機グランド



法人会ブースには約3,000人の大人や子どもたちが訪れてくれました。

北区区民まつり

きた・きたフェスタ

10月19日（日）八王子中学校グランド



北区区民まつりでは大人のスピード税金クイズ、小学生向け税金マンガ絵クイズ、サイコロゲームに加えて、今年から、青年部会・女性部会共催の『小学生○×せい金クイズ大会』を開催することになりました。法人会ブースで行っているクイズとゲームに並行して、別にステージを設けて行う（トラックスステージ）大規模なクイズ大会です。初めての事業でしたので準備等は大変でしたが、当日は261名の小学生が参加し、盛大に開催することができました。クイズの内容は、やさしく・普通に・難しくと3段階に分けて司会者の軽妙なリードでクイズを出題していきます。予定通りにいかないのがイベントで、こちらの想定以上に子どもたちが問題をクリアしていく（親のサインが出ている?）ため、なかなか優勝者を決められないというハプニングがおこりました。最終問題は少し難しい「お札1億円の重さを当てる」近似値クイズで無事優勝者を決定することができました。

沢山の小学生の笑い声が響きわたり、○×クイズを楽しんでもらえたことを確信しました。

楽しみながら、親御さんともども税金の知識を身につけてくれた晴天の野外教室となりました。

ご協力いただいた総員50人の皆様に感謝いたします！

(青年部会)

青年部会

活動レポート

事業活動



9. 6 家族会
浜松航空自衛隊見学・浜松方面



9. 28 守山区区民まつり協賛
守山区三菱電機グランド



10. 19 北区区民まつり協賛
北区八王子中学校グランド



11. 21～22 第28回法人会全国青年の集い（秋田大会）
◇ 全国青年の集い秋田大会に出席しました。全国の法人会青年部会員2000名程の方が参加しました。
名古屋北の青年部会員多くの刺激を受けてまいりました。

情報交換会

8. 19 第22回青年部会情報交換会 BARTON ~バルトン~
10. 2 第23回青年部会情報交換会 ウェスティンナゴヤキャッスル

役員会

8. 8

9. 12

9. 30

11. 7

女性部会

活動レポート

北区区民まつり

きた・きたフェスタ

文字どおりの祭り日和で、暑いくらいの一日でした。

私は、午後の担当時間まで模擬店、どまん中祭りの演舞を観て楽しみました。きしめん、みたらしが、おいしかったです。

今回は、青年部会で企画された新しいゲームに、女性部会も参加協力することになりました。この企画は小学生対象です。ラッキーなことに、法人会のブースの隣が、今年は子供会のブースとなり小学生がたくさん集まってくれました。(こぐま会の皆様にお礼もうしあげます)



賞品の3DSの効果は絶大で「3DSが当たるクイズですよ」という誘いの言葉に手ごたえあり!でした。子供たちが、親の手を引き税金ミッションの回答を投函する姿は、とても楽しそうです。

午後より行われた税金○×クイズの問題の中から一つ紹介します。

一万円札で一億円用意し（実物大実重量の作り物札）これは何kgでしょう？という問題です。何人かの子供たちは、実際に持たせてもらいました。回答は、1トン、100キロといろいろありましたが、正解は10kgです。5kgの回答が一番ちかかったので、この子に“3DS”が手渡されました。一万円札は1枚1gだそうです。勉強になりました。

その後、午前中に投函された税金ミッション回答正解者の中から“3DS”他いろいろな賞品が受賞者に手渡されました。この盛り上がりは凄いものがありました。着ぐるみイータくんも人気で子供たちが手をつなぎに来たり、一緒に写真をとったり、暑い中お疲れ様でした。

多くの方々の協力で、初企画の“○×クイズ”は大盛況に終わりました。ありがとうございました。（事業委員 堀田萬亜子）

事業活動

9. 9 税に関する作文の審査
名古屋北税務署



9. 18 見学研修会
加賀友禅伝統産業会館見学・
ひがし茶屋街散策・加賀方面



9. 28 守山区区民まつり協賛
守山区三菱電機グランド

11. 4 「税を考える週間」街頭宣伝
黒川バスターミナル・アピタ北店・ジャスコ守山店

役員会

8. 8 青年部会合同 9. 9

10. 14

11. 18

市内9法人会合同講演会 「待機晩成」 ～日本一の脇役が語る人生の美学～

講師／俳優
笹野高史 氏

日時／平成26年9月17日（水）
会場／日本特殊陶業市民会館

プロフィール

1948年兵庫県生まれ　日本大学芸術学部中退
コミカル、シリアル、真面目、堅物、どのような役柄でも
独自の味わいを見せテレビ・映画・舞台と幅広く活躍中。
原則として来る仕事を拒まないことから自称「ワンシーン
役者」を自称する。

大河ドラマ「天地人」「新参者」「運命の人」、映画「釣り
バカ日誌」「武士の一文」、舞台「レ・ミゼラブル」「平成
中村座」、TVコマーシャルなど多数出演。

造り酒屋 “笹野のぼん”

お蔭様さまで最近忙しく、有り難いことでございます。若い頃は、いい仕事が来ないか、大きな役が来ないか、待っていました。60歳近くになって、いま仕事のピークでございます。若い頃忙しければ良かったのですが、年とてから忙しくなったので、体力的に追いつかず、あちこち傷だらけでございます。

私は来る仕事は断らないのが主義でございまして、どこへでも馳せ参じます。度々こちらにも寄せていただきますが、私は味噌煮込みうどんが大好物で、あちこち食べ歩き回りました。美味しいですね。1ヶ月食べ続けても飽きません。

生まは兵庫県淡路島です。江戸時代からの造り酒屋の男兄弟4人の末っ子です。私が産まれましたときは景気が良くて、“笹野のぼん”と言われて育ちました。

いま66歳です。私が年齢を言いますと「オオ～ッ！（見た目より若いじゃないか）」と声があがります。私は高校時代からずっと年上に見られていました。まだに年上に見られて「歳のわりに元気だねえ」と言われます。

私が3歳のときに父親が結核で死にました。その後すぐに看病していた母も結核になり、1年ほど療養していました。その間、母の実家に預けられました。お祖母ちゃんは着物をキリッと着た人で、「私（祖母）が預かっている間にだらしない子どもにしたらいけない」と



厳しくしたのでしょうか。よく怒られて泣いていました。慰めてくれたのは母親の兄のお嫁さんでした。優しい伯母ちゃんで、母親のように慕っていました。

ある日、玄関先に母親のシルエット。「高ちゃん、お母さん迎えに来たよ」。知らないオバちゃんと行くのはイヤだと困らせたそうです。「では3人で帰ろう」と伯母ちゃんと母と3人で造り酒屋に帰りました。お菓子を食べて、ふと気が付くと伯母ちゃんがいない。「伯母ちゃん、待って!!僕も行く~」とバスを追っかけます。母親に引き留められるのですが、ドラマのようなシーンでした。

中学生のとき映画俳優になると決心

母親は酒屋の女社長になるのはイヤだと、別に家を買い家族で暮らし始めましたが、小学5年生のとき母親も死んでしまいました。

小学5年生で両親がいなくなった私は、家庭の教育がなされていなくて、どこか欠陥があると思います。ですから未だにバカなことばかりやっているのでございます。

兄弟4人、造り酒屋の実家に戻りました。ある日、郵便局長をやっている叔父が怒鳴り込んできました。

「高史、こっちへ来い!! アホか、これは切手ではなくて収入印紙や。親がおらんということは、こういうことか、情けない!!」。切手の入った棚に似たようなものがあったので切手と思って収入印紙を貼って出したのです。

中学生になると、大人になったらどんな職業に就くか話題になります。何になろうか模索しているとき、お母ちゃんとよく映画に行ったことを思い出しました。悲しい映画を食い入るように真剣に観ていた母親のシルエットが思い浮かびます。母親が好きだった映画は面白かったです。スクリーンに写っているのは映画俳優、よし! 俺は大きくなったら映画俳優になろうと志しました。

しかし家に帰りお風呂場の鏡を見ましたら、ニキビだ

らけでじゃがいもみたいな顔。週刊誌には二枚目ばかり紹介されています。俺みたいな奴は映画俳優にはなれそうもないナと挫けそうになりました。

その頃、彗星のようにテレビに出てきた人気者が渥美清さんです。チリチリ頭に四角い顔、細い目。どんどん人気が出て主演もされるようになって、こういう人でも俳優という仕事ができるのなら、俺もいけると仄かな希望を持たせてくれたのです。

ある日、少年雑誌の巻末に通信販売の本『映画俳優になる方法』がありました。切手で代金を送りましたら小包が届きました。家人には見つからないようにして部屋で開けましたら、書いてあるのは、アナウンサーや俳優になろうという方が訓練のために練習する早口言葉や外郎売りという歌舞伎18番の台詞でした。ガッカリして引き出しの奥に入れました。ある日、学校から帰りましたら兄から、その本を見せられ「これは何や。アホ!ボケ!カス! もっと真面なことを考えろ」と言われました。兄弟ですから言うことが残酷です。それからは映画俳優になると人様に笑われるのだという知恵がつきました。映画俳優になりたい気持ちは種火のようにありましたがあっけに入れ、人には一切喋りませんでした。

東京の大学に入學して俳優の道まっしぐら

東京の大学に行けば俳優の勉強ができると思い、日本大学芸術学部映画学科に入学、大学の演劇サークルに入ったのが運の尽き、将来が決まったようなものです。それからプロの劇団「自由劇場」に出入りするようになります。柄本明さん、佐藤B作さんは同じ年で一緒に芝居をしていましたが、早いうちに柄本さんもB作さんも劇団を辞めて、自分の劇団を立ち上げられました。

当時、渥美清さんの『男はつらいよ』シリーズは大人気で、その映画に出ることが俳優として一流である証しになっていました。劇団を出たB作さんがまず『男はつらいよ』に出たのです。悔しかったです。次に柄本さん。でも彼らが出演したことで、「どうか、俺にもチャンスがくるかも知れない」と希望をもっていました。

私が在籍していた劇団でヒットした芝居が『上海バンスキング』です。『男はつらいよ』のプロデューサーさんが、その芝居に出ていた私を見て出演依頼してくださいました。待ってました! しかし待てど暮らせど台本が届かない。痺れをきらして電話をしました、「もう少しお待ちください。監督は知らない俳優を使いたがらないのです」。

その頃、舞台『キスミーメイト』というミュージカル

の仕事がきました。主演は倍賞千恵子さんです。倍賞さんと言えば寅次郎の妹・さくらさん役。きっと山田洋次監督はこの舞台を観に来られるに違いない。僕のことを舞台で観てもらえたなら知らない俳優とは言わせないと思いました。役は殺し屋A。1ヶ月練習、1ヶ月の舞台です。必然的に倍賞さんとも親しくなります。倍賞さんに「山田洋次監督は倍賞さんのリサイタルや舞台を観に来られますか」と聞いたら、一度も来たことはないと言われガッカリしましたが、楽しい舞台でした。でもある日、突然山田洋次監督が観に来られたのです。それで『男はつらいよ』36作目の出演が決まりました。現場では渥美さん、関敬六さんが楽しそうにお話をされています。夢のようでした。ですから倍賞さんには足を向けて寝られません。

「ワンシーン役者の笹野でございます」

それから気に入っていただけのか山田監督に使っていただいている。ずっとワンシーンですが、いろいろな役をやらせていただきました。

撮影現場で渥美さんと楽しくお話しをしているとスタッフの方が呼びに来ます。「そろそろ出番です」。ワンシーンですから1時間ほどで終わります。渥美さんに「笹野もう終わりましたので、次の電車でもう帰ります」とご挨拶すると、「え、もう帰るの? いいねえ、笹野ちゃんみたいにスッと現場に来て、オイシイ場面をサッとやって帰っていく。俺もそうなりたかった」

帰りの電車の中で、なんで渥美さんはあんなことをおっしゃったのだろうと考えました。どうか! 「たくさんの台詞をやりたいだうけれど、我慢して、くさらないでやつていれば、きっといい芽が出るからね」という励ましの言葉だと気が付いて電車の中でさめざめと泣きました。それから、よし!俺は、いろいろな役を喜々としてやるワンシーン役者になろうと、自ら「私ワンシーン役者の笹野でございます」と言い触らしました。



俳優の報酬は「台本1本幾ら」です。大きい役がつきますと1週間とか10日、または1カ月かかったりしますが、私はワンシーン役者ですから撮影は1日で終わります。釣りバカ日誌でも2日ほどです。私は1カ月20本、30本やっていました。ワンシーン役者は楽しかったです。家内も、私が家に居る時間もあって喜んでいましたし、生活は成り立っていました。

渥美さんが亡くなつてから、山田監督は藤沢周平さんの時代劇3部作『たそがれ清兵衛』『隠し剣 鬼の爪』『武士の一分』をおつくりになりました。『武士の一分』の台本が届いたとき、最初から名前が出ています。驚きました。チャンス到来！ 17歳年下の可愛い嫁に、「こんな大きな役が来たよ。頑張るぞ～」。撮影の初日から頑張りました。公開したら大入りで、映画は6つも賞をいただきました（第30回日本アカデミー賞）。

秀吉の役は俺にしかできない

ワンシーン役者と名乗っていましたが、「賞（最優秀助演男優賞）をおもいにしたたたけたさんになんか小さい役は申し訳ない」と役はどんどん大きくなります。そうすると出演本数が減ります。

大河ドラマ『天地人』で秀吉の役をいただきました。秀吉は私に似ている、秀吉の役は俺にしかできないと思っていましたので嬉しかったです。半年は出演していただきますと言われました。でも皆様ご存じのようにNHKの報酬はお安い！ 妻に頭を下げて、生活費を半分に切り詰めてもらいました。

勉強して秀吉役に挑みましたが、最初は信長（吉川晃司さん）より老けていっているのはおかしいと評判が悪かったです。信長の死後だんだん良くなりまして、「あと1カ月長生きしてもらうことになりました」。いやいや、早く死なしてください(笑)。

秀吉の臨終の場面は嬉しゅうございました。秀吉の奥方役は憧れの“緋牡丹お龍”富司純子さん。側室の淀君役は深田恭子さん。足元では石田三成役の小栗旬さん。豪華キャスティングに見守られて死のうとしているのです。嬉しくて、なかなか死ないので、監督に「もう少し早く死んでください」。もったいなくて、そんな早く死ねない、そんな思い出があります。

役が大きくなりますのは役者として嬉しいことです。『おりびと』は第81回アカデミー賞外国語映画賞をいただきました。夢にまで見た本場アメリカのオスカー賞を持って写した写真は宝物になっています。

昨日『ふしぎな岬の物語』のプレミア試写会に出て、ご挨拶させてもらいました。温かい気持ちになるいい映画です。モントリオール世界映画祭ではダブル受賞（審査員特別賞グランプリ・エキュメニカル審査員賞）



いたしました。

私が主演していますマイナーな映画『グレイトフルデッド』は東京一館のみの上映です。少し怖い映画です。

カッコ良かった“日本の宝” 渥美清さん

渥美清さん、山田洋次さん、中村勘三郎さん、津川雅彦さん、いろいろな方に聴くに来てくださいました。僕ひとりではこんなところまで来られなかったと思います。

渥美清さんはカッコいいです。『男はつらいよ』が縁で柄本ちゃんと私の3人で、よく食事に行きました。それは私の自慢のひとつです。外国のお芝居やサーラス、新宿のオカマショーも観に行ったことがあります。帰りには3人で食事をするのですが、浅草の昔の話を聞いたり、若い頃の話を聞いたり、あの通りの話術の方で面白かったです。もちろん渥美清さんが御馳走してくれるのですが、渥美清さんが財布を出して払っているのを一度も見たことがありません。僕たちが、気が付かない間に、支払いは済ませていらっしゃる。「では今日はこれでお開きにしましょう」と言うとスッとレジの前を通って帰られる。見事でした。「渥美さん、いまタクシー止めますから」「いいの、いいの、じゃあね」と、僕たちに気を遣わせないように、“日本の宝”である渥美さんは人込みのなかにスッと消えていくのです。本当にカッコ良かったです。

年をとるのも悪くないです。面白いです。いろいろな経験ができます。規則正しく良い人間として、若者に範を垂れるような年寄りになりましょう。皆様もお元気でお過ごしください。

※この記事は平成26年9月17日（水）の講演を要約したものです。
文責 (公社)名古屋北法人会

法人会事業

北法人会の行事

平成26年8月1日～11月30日

税務教室

9. 10 税務教室（第1回）

「間違うと痛い！印紙税の実務Q&A」

名古屋北税務署 法人課税担当官 殿



10. 10 税務教室（第2回）

「会社取引をめぐる税務Q&A」

名古屋北税務署 法人課税担当官 殿

11. 12 税務教室（第3回）

署長講話

「『相続・争続』さあどっち！」

名古屋北税務署長 島田哲吉 殿



◇ 相続税の課税最低限が従来の60%に引き下げられることにより、企業経営者の皆さんは相続税がより身近な税となります。

相続問題は、相続税がかからない範囲の皆さんであっても発生しますから、経営者は後継者並びに家族全員とお元気なうちによく話し合っておくことが大切です。

経営教室

8. 26 経営教室（第2回）

演題 「わが社の経営改善と人材育成」

講師 諏訪貴子 氏



◇ 小さな街工場を父から受け継いだ当初、父の代からの従業員は私の「改革方針」に抵抗が強く、取引先も離れていくなどギリギリの経営となりました。銀行が迫る経営計画上、人員削減が必要となってしまい、永年父に仕えた従業員も例外でなく、退職にもかかわらず「ありがとう、お世話になりました」との一言には涙が止まりませんでした。

今、会社は黒字体质となって順調に推移しています。

講演会

10. 13 「税を考える週間」記念講演会とミニコンサート

経済講演会

演題 2015年10月からの消費税10%はあるか！

「今後の日本経済の見通し」

講師 永濱利廣 氏



ミニコンサート

「モンゴル大草原の風の調べ」

マハバル・サウガゲル 氏／山本敦子 氏

◇ 消費税10%への増税が先送りとなったこと、日銀の量的緩和追加策が実施されたことにより、向こう2年間で景気は良くなります。

円は1ドル130円近くまで円安が進むと思われます。



簿記会計講座

8. 7	簿記会計講座第4回	9. 11	簿記会計講座第8回
8. 21	簿記会計講座第5回	9. 18	簿記会計講座第9回
8. 28	簿記会計講座第6回	9. 25	簿記会計講座第10回
9. 4	簿記会計講座第7回		

◇ 猛暑の中、会社業務に役立てたいと熱心に受講されました。電卓の利用方法など実務に活用できる話も多く、次回は是非ご参加下さい。



講師 木村浩一 先生

パソコン講座

10. 8	パソコン講座（1日目）	10. 22	パソコン講座（3日目）
10. 15	パソコン講座（2日目）		

◇ 個別指導形式によるパソコン講座を事務局研修室にて開催しました。受講された方は各々ご希望の内容をご自分のペースで進めて真摯学ばれました。



その他

8. 4 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税担当官 殿

9. 12 経営者セミナー
演題 「本当に大丈夫ですか・・・?企業防衛」
講師 団 弘志 氏



9. 28 守山区区民まつり協賛 守山区三菱電機グランド
10. 19 北区区民まつり協賛 北区八王子中学校グランド

◇ 税金クイズとサイコロゲームを催しました。税金クイズを通じて広く市民の方々に税金の啓蒙を行いました。

10. 20 調査部所管法人研修会 メルパルク名古屋

役員会

8. 4	運営会議	9. 1	組織・厚生合同委員会・厚生制度推進協議会	9. 4	常任理事会
8. 4	本部理事会	9. 4	運営会議	10. 22	広報委員会



市内合同講演会の お知らせ

日時／平成27年2月4日（水）
13:30～15:00

場所／日本特殊陶業市民会館
(名古屋市中区金山1丁目5-1)

「どうなってるの？近年の異常気象」 ～集中豪雨・竜巻・大雪～

気象予報士 石原良純 氏

1962年神奈川県生まれ 慶應義塾大学経済学部卒業
1984年松竹富士映画「凶弾」でデビュー、その後、映画、舞台、テレビドラマなどで活躍中。
気象に興味を持ち1997年気象予報士に合格、お天気キャスターとしてお茶の間の人気を得る、
また著書に「石原家の人のびと」がある。

*講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。（参加費無料）
*公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.131

平成27年1月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鵠堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員
皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850
E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたし
ております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

かかつた時のそなえを確保
経営者が重大疾病に

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

ポイント 1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。
 ○「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。
 ○死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント 3 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
 ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
 ○この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
 ○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
 ○この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
 ○ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

 大同生命保険株式会社 名古屋支社/名古屋市中村区名駅4-23-13 TEL 052-541-3151

F-25-1029(平成26年3月11日)